

令和8年熊本地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
今回の地震による被害に関する主な支援は次のとおりです。お申込みやご相談につきましては、担当課にお問い合わせください。

○支援一覧 ※現在調整中の支援メニューもあります。順次更新していきます。 R8.10.2現在

No.	種別	支援メニュー	支援内容	担当課
1. 罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の発行				
1-1	証明書	罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の発行	【罹災証明書】住家への被害に係る罹災証明書の発行 【被災証明書】住家以外の家屋への被害に係る証明書の発行 【罹災届出証明書】「罹災の届出があったこと」に係る証明書の発行	【問い合わせ先】 中央庁舎 総務課 0964-46-2111
2. 経済的な支援				
2-1	給付金	被災者生活再建支援金制度	地震により住宅が全壊や大規模半壊の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
2-2	給付金	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	【災害弔慰金】 地震によりお亡くなりになったとき、その遺族に対して災害弔慰金を支給 【災害障害見舞金】 地震により心身に障害を受けたとき等、災害障害見舞金を支給	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
2-3	給付金	罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給	住家の全半壊及び非住家の全壊・解体並びに災害により死亡された方への扶助費及び葬祭費の支給	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
2-4	貸付・融資	災害援護資金の貸付	地震により住居や家財に被害があった方に対し、被害の程度に応じ災害援護資金を貸付	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
2-5	貸付・融資	生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付	地震により被災した世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）を特例貸付	【問い合わせ先】 町社会福祉協議会 080-5799-8419
2-6	補助金	辺地共聴施設と共同墓地の復旧	集落（区）の共同施設の災害復旧に要する経費について補助金を交付	【問い合わせ先】 中央庁舎 住民生活課 環境政策係 0964-46-2116 砥用庁舎 美しい里創生課 まちづくり政策係 0964-47-1111
3. 住まいの確保・再建のための支援				
3-1	生活支援	災害ボランティアの派遣受付	自宅での生活を継続する被災者を支援するため、住宅内外の片付け（地震で散乱したもの）や家財の搬出等を行うボランティアを派遣（※危険・専門的な作業は対応できない場合あり）	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116 美里町ボランティアセンター 0964-47-0065
3-2	住宅支援	ホテル・旅館等による宿泊施設の提供	避難所生活による心身の負担を軽減するため、ホテル等への避難を希望する被災者に対し、国・県が確保する宿泊施設を提供（宿泊費は公費負担。※食費、宿泊税、入湯税等は自己負担）	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-3	住宅支援	被災宅地復旧支援事業※	地震により被災した宅地の法面や擁壁等の復旧工事費用の一部を支援（現在事前受付を実施中。制度の詳細は後日周知）	【問い合わせ先】 中央庁舎 総務課 防災交通係 0964-46-2111
3-4	住宅支援	被災住宅の緊急修理	屋根や外壁等の損傷により被害拡大の恐れがある住宅（準半壊以上等）に対し、ブルーシート展張などの緊急修理を実施。申請者が選定した業者へ町から直接費用を支払う制度（※業者への支払い後は利用不可のため事前相談必須。被災状況の写真が必要）	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-5	住宅支援	被災住宅の応急修理	地震により住居に被害を受け、自ら修理を行う資力のない世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行う	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-6	住宅支援	建設型応急仮設住宅の入居	地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、町が用意した応急仮設住宅に入居	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-7	住宅支援	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-8	住宅支援	自宅敷地内への建設型応急住宅の設置	地震で被災された方のうち、作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅敷地内に居住する必要がある被災者に対し、自宅敷地内への応急的な住宅を設置	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
3-9	住宅支援	被災家屋等の解体・撤去（公費解体制度）	罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が代わって解体・撤去を実施	【問い合わせ先】 中央庁舎 住民生活課 環境政策係 0964-46-2116
4. 生活面への支援				
4-1	生活支援	井戸の不具合・原因調査	地震により、住宅用井戸に「水が出ない」「濁っている」などの不具合があり、飲み水が確保できない方を対象に、熊本県による「井戸の不具合に関する原因調査・洗浄等」を実施	【問い合わせ先】 中央庁舎 総務課 防災交通係 0964-46-2111
4-2	生活支援	井戸等の応急修理	被災した井戸について、応急的な修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、その費用の一部を支援する制度	【問い合わせ先】 中央庁舎 住民生活課 環境政策係 0964-46-2116
4-3	生活支援	災害ごみの処理方法	地震により被害を受けた家具等の災害ごみの処理方法	【問い合わせ先】 中央庁舎 住民生活課 環境政策係 0964-46-2116

No.	種別	支援メニュー	支援内容	担当課
4-4	相談	健康相談	地震により被災された方に対する健康相談 平日 午前8時30分～午後5時15分	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 健康支援係 0964-46-2113
4-5	相談	妊婦、子育て、こども相談	地震により被災された妊婦、こどもに対する心のケア相談 平日 午前8時30分～午後5時15分 公認心理師による相談（要予約） ①午前9時40分 ②午前10時50分 ③午後1時30分	【問い合わせ先】 こども家庭センター （こども応援課 子育て支援係） 0964-42-6550 公式LINE ID：@761psdk
4-6	現物支給	福祉用具の再給付	地震により使用できなくなった福祉用具の再給付	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
4-7	現物支給	教科書及び学用品の支給	住家の被害により、喪失又は毀損した教科書、学用品の支給	【問い合わせ先】 教育委員会 学校教育課 学校教育係 0964-46-2115
4-8	現物支給	生活必需品の支給	地震により被災された方に、生活必需品を支給	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
4-9	その他	水質検査の実施	町営水道以外の水を使用されている方で、地震により異常や濁りのある世帯について、登録検査機関等で水質検査をすることができます。	【問い合わせ先】 中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係 0964-46-2117

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1	減免・猶予	各証明書の交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料を免除 ① 印鑑登録証明書 ② 住民票謄本・抄本 ③ 除かれた住民票抄本 ④ 戸籍謄本・抄本 ⑤ 除籍謄本・抄本 ⑥ 戸籍の附票 ⑦ 所得証明書 ⑧ 課税証明書 ⑨ 納税証明書 ⑩ 資産証明書 ⑪ その他町税に関する証明書	【発行窓口】 ①～⑥の証明書発行窓口 中央庁舎 住民生活課 0964-46-2116 ⑦～⑪の証明書発行窓口 中央庁舎 税務課 0964-46-2112 ①～⑪の証明書発行窓口 砥用庁舎 住民生活課 0964-47-1115 東部出張所 0964-48-0101
5-2	減免・猶予	個人町民税の減免※	詳細は決まり次第、お知らせします。	【問い合わせ先】 中央庁舎 税務課 町民税係 0964-46-2112
5-3	減免・猶予	固定資産税の減免※	詳細は決まり次第、お知らせします。	【問い合わせ先】 中央庁舎 税務課 固定資産税係 0964-46-2112
5-4	減免・猶予	国民健康保険税の減免※	詳細は決まり次第、お知らせします。	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113
5-5	減免・猶予	町税の納税猶予	地震による被害の状況により、町税の納税を猶予	【問い合わせ先】 中央庁舎 税務課 納税係 0964-46-2112
5-6	減免・猶予	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の支払い猶予・免除	地震により被災された国民健康保険の加入者の方が医療機関を受診する際の医療費の一部負担金を免除	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113
5-7	減免・猶予	後期高齢者医療保険料の減免	地震による被害の状況に応じて、後期高齢者医療の保険料を減免	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113
5-8	減免・猶予	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の支払い猶予・免除	地震により被災された後期高齢者医療制度の加入者の方が医療機関を受診する際の医療費の一部負担金を免除	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113
5-9	減免・猶予	国民年金保険料の免除	被害状況により納付が困難な方に対する年金保険料の納付免除	【問い合わせ先】 中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113
5-10	減免・猶予	介護保険料及び介護サービス利用料の減免	被害状況により介護保険料及び介護サービス利用料を免除	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 介護・高齢者支援係 0964-47-1116
5-11	減免・猶予	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	地震により被災された方への障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	【問い合わせ先】 砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116
5-12	減免・猶予	町営水道使用料の減免	8月の水道使用料(9月請求分)(7月26日～8月25日検針分)について、地震による漏水により使用量が多くなった世帯は、当月利用料から過去1年間の平均を差し引いた額の減免	【問い合わせ先】 中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係 0964-46-2117
5-13	減免・猶予	浄化槽の手続き	地震により浄化槽を利用されない方は、休止の手続きや廃止の手続きが必要です。	【問い合わせ先】 中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係 0964-46-2117

6. 事業者・農林漁業者への支援

6-1	事業者支援	セーフティネット保証4号（令和8年熊本地震分）	地震により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が一般保証とは別枠で借入額の100%を保証する制度	【問い合わせ先】 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111
-----	-------	-------------------------	--	--

No.	種別	支援メニュー	支援内容	担当課
6-2	事業者支援	令和8年熊本地震に伴う被災中小企業・小規模事業者支援措置	地震により直接的・間接的な被害を受けた事業者に対し、国庫系金融機関等による低利融資や経営に関する特別相談窓口の設置など、多角的な支援措置	【問い合わせ先】 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111 中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511（内線 5251～3） 中小企業庁 金融課 03-3501-1511（内線 5271～5）
6-3	事業者支援	令和8年熊本地震に係るくまもと事業者再出発支援補助金	地震により被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する経費の一部を国と県が支援することにより、事業の再建を後押しする制度	【問い合わせ先】 美里町商工会 0964-47-0336 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111
6-4	事業者支援	小規模事業者持続化補助金 一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）	地震により、生産設備や販売拠点の流出・損壊、販路の喪失等の被害を受けた小規模事業者等の事業再建を支援するため、経営計画に基づく販路開拓等を行う事業に要する経費の一部を補助	【問い合わせ先】 美里町商工会 0964-47-0336 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111
6-5	農業者支援	令和8年熊本地震営農再開支援事業（農業用機械・施設等復旧支援）	地震により被害を受けた、農業用機械・施設の修繕・再取得に対する補助	【問い合わせ先】 中央庁舎 農業政策課 農業政策係 0964-46-2114
6-6	農業者支援	令和8年熊本地震営農再開支援事業（早期営農再開支援）	地震により被害を受けた農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等に対する補助	【問い合わせ先】 中央庁舎 農業政策課 農業政策係 0964-46-2114
7. その他の情報・支援				
7-1	相談	こころの相談	【こころの健康相談】 ○熊本県精神保健福祉センター 受付時間 午前9時～午後4時 月～金（祝・年末年始を除く） ○熊本県宇城保健所 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 月～金（祝・年末年始を除く）	【こころの健康相談】 熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166 熊本県宇城保健所 0964-32-1207
7-2	その他	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取り扱い、表示、保存方法、食中毒等の食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆様からの被害を受けた施設や町用水の衛生管理や衛生上必要な措置等に関する相談	【問い合わせ先】 宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598
7-3	相談	司法書士による無料法律相談	地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県司法書士会による無料法律相談会を開催	【問い合わせ先】 熊本県司法書士会 096-364-2889
7-4	その他	NHK受信料の免除	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約について受信料を免除	【問い合わせ先】 フリーダイヤル 0120-025-133
7-5	その他	九州電力の電気料金等の特別措置	地震により被災されたお客様に対する電話料金等の特別措置	【問い合わせ先】 九電ネクスト株式会社 熊本東営業所 0120-761-385
7-6	その他	NTT西日本の電話料金等の特別措置	地震による避難指示等により電話が使用できなかったお客さま及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客さまについて、その期間の基本料金等を免除	【問い合わせ先】 熊本地震 専用受付窓口 フリーアクセス 0120-602-776